

## 計画事業1 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

### 施策① 路線バスの運行・改善及び再編

#### ■事業の概要

- 交通事業者が運行する路線バスについては、住民、交通事業者、行政（市、県、国）の協働により、運行サービスの維持を図ることを基本とする。  
ただし、運行サービス内容が利用実態や住民ニーズ等に適していない場合は、効率化や利便性向上を図るため、交通事業者と市が協議し、必要な改善について検討、実施する。
- 対象地域における地域公共交通ネットワークを、より効率的で利便性の高いものとし、その結果として持続可能なサービスとすることを目指して、次の方針に従い、路線バスの再編を推進する。

#### □路線バス再編の方針について

[再編の目的]

- ①移動手段を途絶えさせないためのサービス見直し
- ②利便性が高く持続可能な路線バスネットワークの形成

[再編の考え方]

#### ①移動手段を途絶えさせないためのサービス見直し

- ・ネットワーク形成上必要な路線において、利用実態や乗務員不足等の問題から、行政から経費補助を受けても運行維持が困難と交通事業者が判断した場合は、移動手段を途絶えさせないために、できるだけ早期に代替サービス等を整える必要がある。
- ・こうした緊急性の高い状況においては、特に当該路線沿線の住民の暮らしを守ることに注力して、市と住民、及び交通事業者の協働で、地域の生活移動ニーズに見合った持続可能な移動サービスの導入を推進する。

#### ②利便性が高く持続可能な路線バスネットワークの形成

##### ア) 利便性が高い路線バスネットワークの形成

- ・乗り継ぎ拠点を設定して、鉄道と路線バス、船と路線バス、また路線バス同士など、交通手段間の乗り継ぎ利便性の強化を図るとともに、路線バスによる移動実態やニーズを踏まえて、できるだけ利用しやすい路線バスネットワークの形成を推進する。
- ・高齢化が急進している状況などを踏まえると、今後、できるだけ自宅近くで乗降できるような交通手段のニーズが高まることが想定される。こうした住民の要望を捉えて、地域の実態に合った効果的な路線バスネットワークに向けた見直し（交通手段の転換を含む）を推進する。

## イ) 持続可能な路線バスネットワークの形成

- ・将来に向けて、市民生活に必要な移動サービスを守り続けるために、対象地域における路線バス等に対して、地域特性や利用実態に合った運行形態（サービス水準、交通手段）への見直しを推進する。

### ○見直し方針

- ・需要が極めて少ない状況においては、定時定路線型の乗合サービスの必要性は低いと考え、最低需要の基準を設定し、一定以上の需要を持つと見込まれる路線を維持対象とする。

#### 【最低需要の基準（系統別）】

経常費用の15.0%以上の収益があること

※経常収益率15%とは、地域内の赤字のバス路線において、運行区間の概ね8割で1人の利用がある状態。

- ・事業年度毎に各系統の経常収益率を算定し、最低需要の基準を下回る系統が生じた場合は、市、交通事業者、沿線住民が、次の事項に取り組むものとする。
  - i) 市、交通事業者において、経常収益率が基準を下回る要因、（系統を束ねた）路線の経常収益率、また利用実態等を確認して、見直し候補路線の判断を行う。
  - ii) 見直し候補路線を公表するとともに、市、交通事業者、沿線住民が協議し、見直し方針を決定する。

（見直し方針の例）

- ・暫定運行という形で一定期間運行するとともに、基準値を上回るように利用促進策を進める。基準を上回る利用がない場合には廃止を検討する。
- ・沿線住民が主体的に関与する「住民主体路線」として、乗合タクシー、自家用有償旅客運送等を導入する。
- ・移動サービスに関連する市の支援制度を導入する。 など

- ・なお、最低需要の基準を下回らない路線であっても、持続可能なネットワーク形成に寄与すると判断できる場合は、市、交通事業者、沿線住民が協議の上で、運行形態を見直すこともある。

## ■実施主体

福山市，笠岡市，交通事業者